

発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況について

前回報告（平成 19 年 11 月 30 日）以降の主な取組み状況について

【原子力部門の活動】

1. 保安規定変更認可について

- ①平成 19 年 9 月 28 日及び 11 月 30 日にそれぞれ保安規定変更認可申請した「関係法令及び保安規定の遵守のための体制や安全文化を醸成するための体制に関すること等」及び「根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制に関すること」について（それぞれの申請日にお知らせ済み）、12/13 に経済産業大臣から認可を受けた。
- ②QMS 高度化活動の成果の一環として、「新規に制定または変更した社内要領」及び「原子力関係組織が共通の QMS に基づき業務を行う（横串機能）ことを管理運営するための組織（電源事業本部（原子力品質保証））の設置」等を内容とする島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請を平成 19 年 12 月 20 日に行い、平成 20 年 1 月 21 日に経済産業大臣から認可を受けた。

2. 平成 19 年度第 3 回特別な保安検査への対応について

平成 19 年 11 月 26 日～12 月 21 日にわたり、発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況などを検査項目とした平成 19 年度第 3 回保安検査が行われたが、大きな指摘事項は受けなかったと思料。

なお、本年 1 月下旬にも当該保安検査の結果が原子力安全保安院から原子力安全委員会に報告されるとともに、報道発表が実施される予定。

【全社施策の活動】

1. 第 7 回アドバイザーリーボード委員会の島根開催について

第 7 回アドバイザーリーボード委員会が平成 19 年 11 月 30 日（金）松江市で開催。
なお、同委員会終了後、同委員会の郷原委員長が記者会見を実施した。

2. 組織変更に係わる報道発表について

当社における一連の不適切事案の発生を教訓とした「企業再生プログラム」の検討課題のひとつであった「本部部門の組織再編成」などを平成 20 年 2 月 1 日付で実施する旨を、本日報道発表。なお、この報道発表には、上述の保安規定変更認可を受けた電源事業本部（原子力品質保証）の設置等など原子力部門の組織変更についても言及する予定。

以上